

事故報告(注意喚起)

九州地方整備局 港湾空港部
工事安全推進室

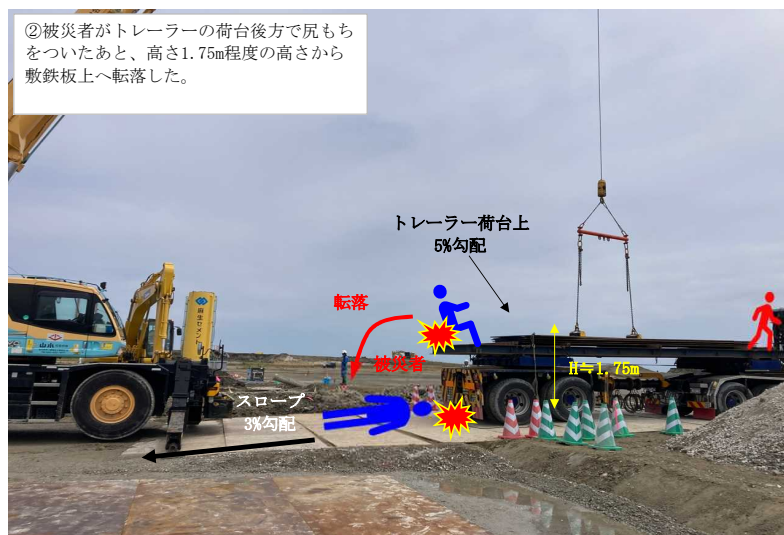
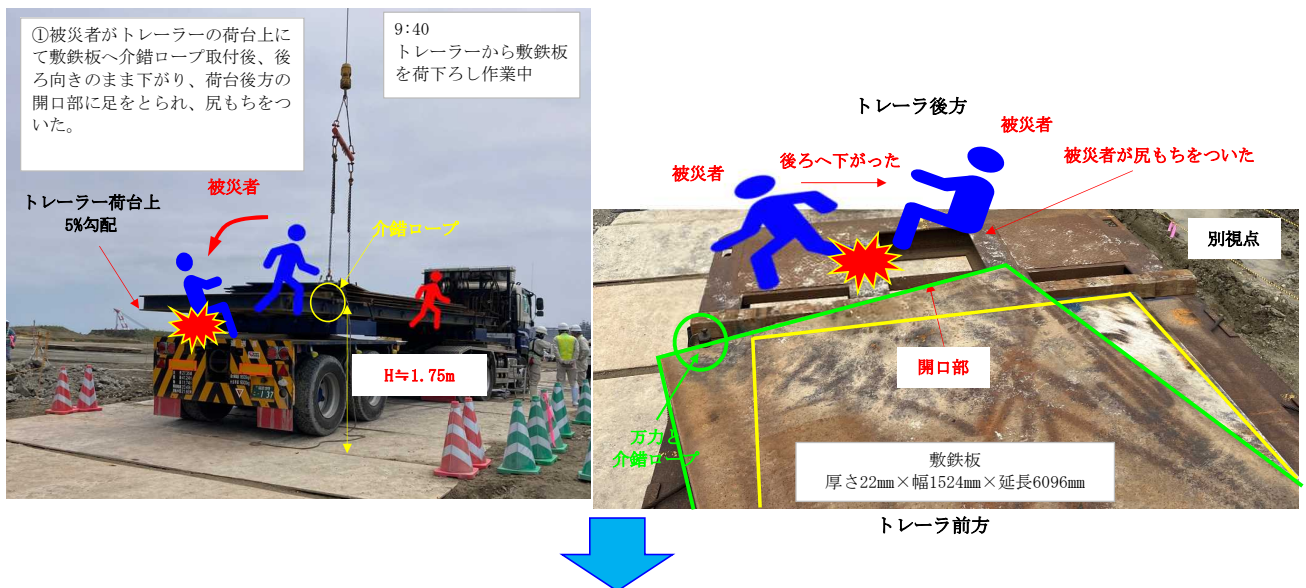
管内事務所の工事で発生しました事故について、事故発生の原因及び再発防止対策を取りまとめたので情報提供致します。

I. 事故概要

発生日時 令和6年6月10日(月) 9時40分頃
作業内容 敷鉄板敷設作業
(トレーラ運搬された敷鉄板をクレーンにて荷下ろしして敷設する作業)
被災状況 頸髄損傷、頸椎骨折、左下腿(腓骨)骨折の疑い

II. 事故発生状況

- 被災者は、トレーラー荷台において、敷鉄板の荷下ろし敷設するために、敷鉄板に玉掛を行い、介錯ロープを設置した。その後、退避する際に、トレーラー荷台後方にある開口部に足をとられ尻もちをつき、背中からトレーラー下に落下し、地面に頭部をぶつけた。



事故発生状況の再現写真

Ⅲ. 事故発生の原因

- 1) トレーラー上の荷台において、玉掛作業エリアに開口部が生じていたが、養生を行わないまま荷下ろし作業を継続した。
【安全設備の不備】
- 2) トレーラー開口部に対する対策を想定しておらず、作業手順書等に反映していなかった。
【作業手順書等の不備】
- 3) 作業手順書等では敷鉄板荷下ろしは、玉掛者は荷台上1人としていたが、現場では、より効率的に作業が行えると下請け業者が判断し、作業手順書等とは異なる方法(2人体制)で作業を行った。
【作業手順書等の不徹底】

Ⅳ. 再発防止対策

- 1) 荷台に開口部がないトレーラーを使用する。または、荷台に開口部がある場合は、開口部の養生を行う。
【安全設備の改善】
- 2) トレーラー荷台からの作業員の転落防止対策(退避をする等)を作業手順書等に記載する。
【作業手順書等の改善】
- 3) 作業手順書等と違う作業をする必要が生じた場合は、着手前に元請職員が荷台上を確認し、作業従事者全員へ周知し安全の再確認を行った後、作業を実施する。
【危険予知の向上】
- 4) 新規入場者が作業に従事する場合は、作業に従事する前に、元請下請合同で施工手順の指差し確認や漏れがないかの確認を徹底する。
【新規入場者への周知徹底】

